

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高橋 はるみ

北海道石狩湾地域開発本部規程を廃止する訓令
北海道石狩湾地域開発本部規程（昭和46年北海道訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年10月26日から施行する。

目 次

目 次	ページ
訓 令	
○北海道石狩湾地域開発本部規程を廃止する訓令……………（産業振興課）	50
北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道企業局	
○北海道苫小牧東部開発本部規程を廃止する訓令……………（産業振興課）	50
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	50
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	51
○道路の供用の開始……………（道路課）	51
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	51
道教育庁根室教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	52
道人事委員会規則	
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	53
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	53
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	53
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	53

北 海 道 北海道教育委員会訓令 北海道企業局

北 海 道 北海道教育委員会訓令第1号 北海道企業局

庁 中 一 般
部 局

北海道苫小牧東部開発本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年10月26日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市
北海道公営企業管理者 成 田 一 憲

北海道苫小牧東部開発本部規程を廃止する訓令
北海道苫小牧東部開発本部規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年10月26日から施行する。

告 示

北海道告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年10月16日、大雪土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第625号

北海道訓令第12号

本 庁
出 先 機 関

北海道石狩湾地域開発本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年10月26日

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 小平幌加内線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
留萌郡小平町字小平町484番2地先から		前	36.38mから	258.26m	—
同郡小平町字小平町506番1地先まで		前	65.08mまで		
		前	16.72mから	266.33m	—
		前	51.54mまで		
		後	36.38mから	258.26m	—
		後	65.08mまで		

北海道告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 恵比島旭町線	雨竜郡沼田町字恵比島102番77地先から	平成24.11. 6

北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	同郡沼田町字恵比島117番62地先まで	
道道 岩内蘭越線	岩内郡岩内町字栄1番1地先から	平成24.10.26
北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	同郡岩内町字栄171番地先まで	
道道 奥尻島線	奥尻郡奥尻町字赤石61番地先から	平成24.10.26
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	同郡奥尻町字赤石14番地先まで	
道道 奥尻島線	奥尻郡奥尻町字赤石528番1地先（海浜地）から	平成24.10.26
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	同郡奥尻町字赤石535番地先（海浜地）まで	
道道 下川雄武線	上川郡下川町珊瑚上川北部森林計画区	平成24.10.31
北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	9林班の小班地先から	午前11時
	同郡下川町珊瑚1518番地先まで	

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第107号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年10月26日

北海道渡島総合振興局長 中西 猛 雄

- 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
(1) 粒状凍結防止剤（（混合塩化物）事業課B） 531,000キログラム
(2) 粒状凍結防止剤（（混合塩化物）事業課C） 123,000キログラム
(3) 粒状凍結防止剤（（混合塩化物）今金出張所） 86,000キログラム
- 2 落札を決定した日
平成24年10月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)及び(2)
ア 氏名 株式会社ジェートン
イ 住所 函館市桔梗1丁目4番17号
(2) 1の(3)
ア 氏名 有限会社函館サンエー機材
イ 住所 北斗市本郷120番地の7
- 4 落札金額
(1) 33.0円

(2) 32.5円

(3) 34.3円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年8月31日付け北海道渡島総合振興局告示第90号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第108号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年10月26日

北海道渡島総合振興局長 中西 猛 雄

1 随意契約に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
粒状凍結防止剤（混合塩化物）事業課A、松前、八雲、江差及び奥尻出張所）

1,212,000キログラム

2 随意契約の相手方を決定した日

平成24年10月10日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 有限会社トーハン

(2) 住所 函館市鍛冶1丁目6番17号

4 随意契約に係る契約金額

33.2円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道教育庁根室教育局告示

北海道教育庁根室教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年10月26日

北海道教育庁根室教育局長 千葉 俊 文

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) A重油その1（根室地区） 73,000リットル

(2) A重油その2（別海地区） 44,000リットル

(3) A重油その3（中標津地区） 167,000リットル

(4) A重油その4（標津地区） 24,000リットル

(5) A重油その5（羅臼地区） 20,000リットル

2 落札を決定した日

平成24年10月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏名 株式会社光商会

イ 住所 根室市花咲港179番地

(2) 1の(2)

ア 氏名 株式会社小泉機械店

イ 住所 野付郡別海町別海常盤町126番地

(3) 1の(3)

ア 氏名 熱原釧路株式会社

イ 住所 釧路市豊川町14番地

(4) 1の(4)及び(5)

ア 氏名 北海道エネルギー株式会社

イ 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

4 契約単価

(1) 91円

(2) 92円

(3) 91円

(4) 92円

(5) 91円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年8月21日付け北海道教育庁根室教育局告示第17号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 根室市常盤町3丁目28番地

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月26日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1261

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成24年9月19日から適用する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1262

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成24年9月19日から適用する。

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表4中

高速自動車国道 北海道縦貫自動車道函館名寄線	茅部郡森町字森川町から上川郡剣淵町字剣淵まで
---------------------------	------------------------

を

高速自動車国道 北海道縦貫自動車道函館名寄線	茅部郡森町字赤井川56番102から上川郡剣淵町字剣淵まで
---------------------------	------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成24年11月10日から施行する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第11号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則（平成4年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

第8条中「並びに法第15条第1項」を「、法第15条第1項」に、「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、「規定する事務」の次に「並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務」を加える。

第9条中「及び第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項」に改める。

第10条第1項中「並びに法第15条第1項」を「、法第15条第1項」に、「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、「規定する事務」の次に「並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務」を加える。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。
